

■令和元年度東ティモール共同法制研究を実施しました。

令和2年2月15日（土）から同月24日（月）までの間、法務省赤れんが棟及び大阪中之島合同庁舎等において、令和元年度東ティモール共同法制研究を実施しました。

東ティモールでは、人材、情報、経験等が不足しており、諸外国や国際機関が立法や司法制度の整備、法曹人材の育成等を支援している状況にあります。

また、ポルトガル植民地時代、インドネシア占領時代及び独立回復後の複雑な事情が絡み、土地の権利関係が不透明な状況にあり、全国的に土地紛争が発生しているのが大きな問題です。

更に、まだ最高裁判所が設置されていないなど裁判所組織の整備が急がれているほか、仲裁制度等の裁判外紛争解決制度の整備も課題となっています。

これまでの東ティモールへの法整備支援では、喫緊の課題となっている立法内容について助言をしてきたほか、民事及び刑事の司法制度に関するセミナーを実施し、法曹関係者における司法制度一般に係る知識向上に努めてきました。

今回は、東ティモール司法省から合計3名を日本に招き、大きな課題となっている不動産登記法制や司法制度の整備に関して共同研究を実施しました。



【共同研究参加者と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

共同法制研究では、東ティモールにおける不動産登記法制及び司法制度の検討状況の発表、日本の不動産登記法令の運用についての協議、司法関係機関についての講義、国有不動産が関わる紛争の対応等についての講義、裁判外紛争解決制度の概要と社会におけるその意義についての講義、不動産に関連する民事執行の意義及び手続についての講義及び不動産取引を含む経済の活性化における登記制度の意義についての講義を実施したほか、昭島市役所及び京都地方法務局を訪問し、都市計画や不動産登記事務等について講義を実施しました。

今回の共同法制研究は参加者3名という小規模なものでしたが、いずれの講義や訪問先でも活発な議論や質疑応答が行われ、東ティモールの不動産登記法制及び司法制度について研究が深まりました。



【臼井伸介昭島市長への表敬訪問】



【京都地方法務局訪問時の記念撮影】



【松尾弘先生（慶応義塾大学大学院教授）による講義】



【新井克美先生（都城市代表監査委員）による講義】